

昭和医科大学 PI 等 person 費支出制度における活用方針

(趣 旨)

文部科学省通知「競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) の人件費の支出について (令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき、資金配分機関が PI 等の person 費の支出を認める競争的研究費等の直接経費から研究代表者 (以下、「PI」という。) の person 費を支出することにより確保される財源について、以下のとおり昭和医科大学 (以下、「本学」という。) の活用方針を定める。

(目 標)

本学における研究力の向上を目指し、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備、多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化を図ることを目標とする。

(使途・活用策)

目標を達成するため、PI の person 費を支出することにより確保された財源については、以下の施策の実施に活用する。

- (1) 直接経費から person 費を支出した研究者への支援 (研究者自身の処遇改善等)
- (2) 若手研究者支援の充実 (若手への重点的な研究費配分等)
- (3) 共用設備・機器の整備
- (4) その他本学の研究力強化・研究環境整備に資する取組への支援として学長が認めたもの

(留意事項)

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得した PI が研究の着実な遂行のため判断するものであり、本学が person 費の支出を強制するものではない。
- (2) 本方針については、所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当該方針に掲げる目標の達成に向け、研究者の待遇改善等と併せて取り組むこととする。

附 則

1. この方針は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
2. この方針の改廃は、統括研究推進センター委員会の審議を経て、総括担当理事協議会の承認を得た後、理事会への報告を要するものとする。